

契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）

期間がえらべる 外貨建一時払終身保険

市場価格調整機能なし

5年ごと利差配当付利率変動型一時払保障選択制終身保険(指定通貨建) [A] I型

贈与がかんたん 外貨建一時払終身保険

市場価格調整機能なし

5年ごと利差配当付利率変動型一時払保障選択制終身保険(指定通貨建) [A] II型

ご検討いただく際には必ずお読みください。

ご検討いただく際にはこの「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」を必ずご確認ください。

- 「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。
- 「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意ください事項や不利益となる事項を記載しています。

ご契約の際には必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。特にリスク・諸費用の説明や主な免責事由等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、必ずご確認ください。

ご契約内容に関する詳細は、この「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」のほか「ご契約のしおり 定款・約款」にも記載しておりますのであわせてご確認ください。

この保険は米ドル建ての商品のため、為替リスクがあります。
為替レートの変動やお客さまにご負担いただく諸費用により、保険金等を円でお受け取りいただく場合の合計額が、ご契約時の一時払保険料（円）を下回り、損失が生じるおそれがあります。

契約概要

- 「契約概要」は、ご契約時の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
- 「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等の詳細については、「ご契約のしおり 定款・約款」、主な保険用語の説明等については、本書面24ページ、25ページに記載しておりますのでご確認ください。

- この保険は2つの型があり、それぞれ名称が異なります。
- 保険契約の型によって、保障内容等が異なるため、お選びいただいた保険契約の型についての内容をご確認ください。
- **I型** **II型** のマークは、対象となる保険契約の型を表示しています。
- 保険契約の型ごとの商品名は以下のとおりです。

保険契約の型	商品名
I型 (基本型)	期間がえらべる外貨建一時払終身保険
II型 (生存給付金あり型)	贈与がかたん外貨建一時払終身保険

- ご契約時にお選びいただいた保険契約の型は、変更することができません。

1. 引受保険会社の名称と住所等

- 名 称 明治安田生命保険相互会社
- 住 所 本社〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
- 連絡先 TEL 03-3283-8111 (代表)
ホームページアドレス <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

2. 商品の特徴としくみ

■ 保険商品の名称 (正式名称)

I型**II型**

5年ごと利差配当付利率変動型一時払保障選択制終身保険 (指定通貨建) [A]

■ 商品の特徴としくみ

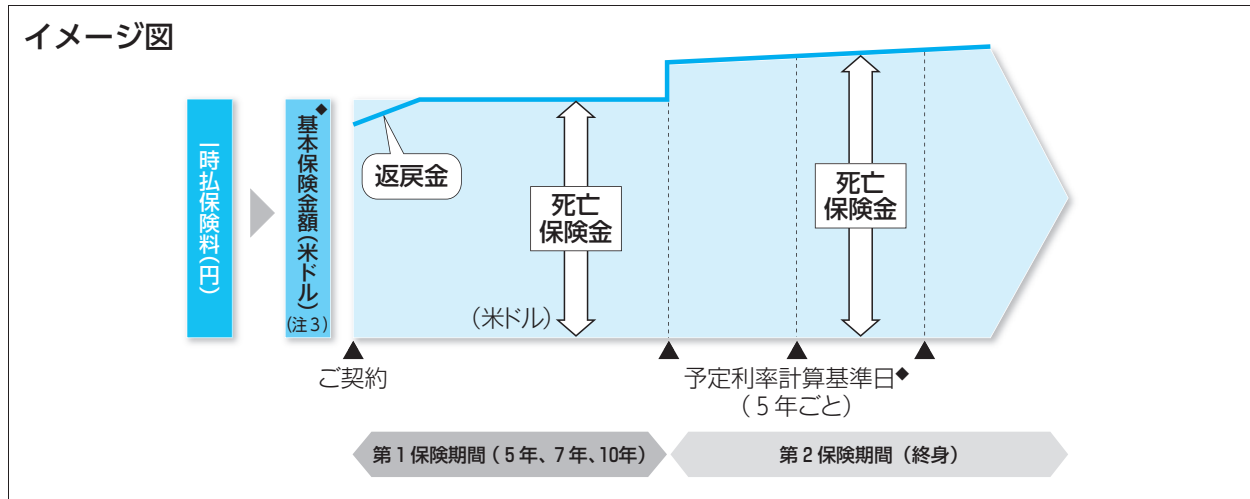
I型**II型**

- この保険は、米ドル建ての一時払終身保険です。
- 一時払保険料は円でお払い込みいただきます。
- 保険金等^(注1)は米ドルまたは円でお受け取りいただけます。

(注1) I型(基本型)の場合は死亡保険金・解約時の返戻金等をいい、II型(生存給付金あり型)の場合は死亡保険金・生存給付金・解約時の返戻金等をいいます。

この保険の為替リスク・諸費用については、14ページ、15ページの「為替リスク」、16ページ、17ページの「お客さまにご負担いただく諸費用」をご覧ください。

- 一生涯にわたる死亡保障をご準備いただけます。
- 第1保険期間中の死亡保険金額や解約時の返戻金額を抑制することで、第2保険期間中のお受取額を大きくしています。
- 被保険者が死亡したときに死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いします。
- 第1保険期間は、ご契約時に5年、7年、10年のいずれかからお選びいただけます。^(注2)
(注2) 市場金利情勢等によっては、お取扱いが変更となる場合があります。



(注3) 一時払保険料(円)を、当社が受領した日の当社所定の為替レートにより、米ドルに換算した金額です。

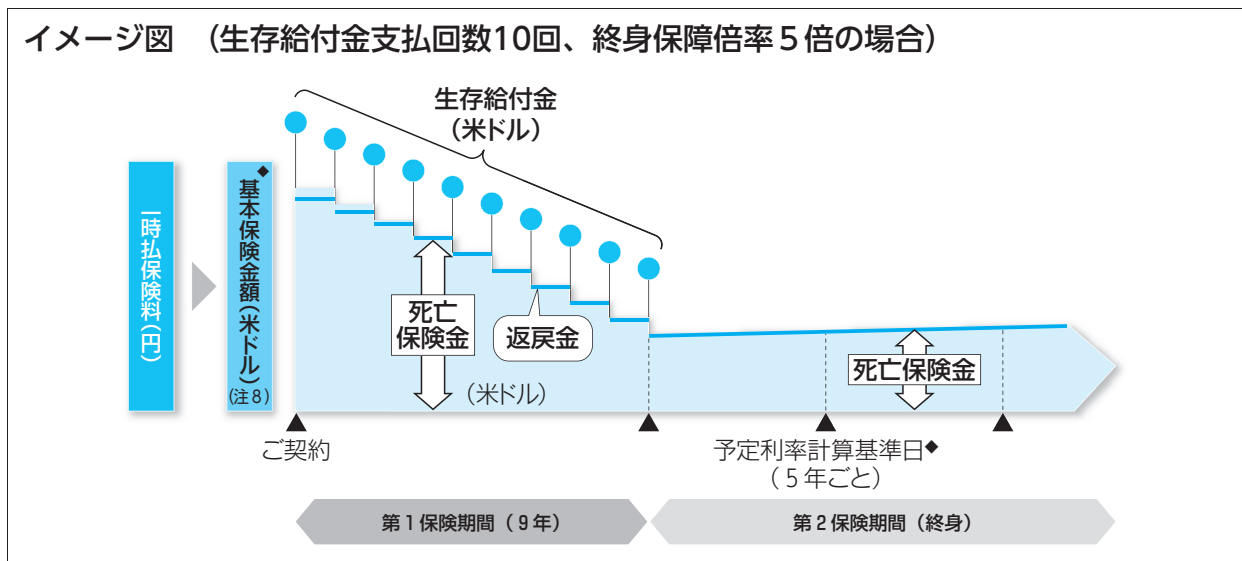
- 第1保険期間中は、毎年の生存給付金支払日^(注4)に被保険者が生存しているときに生存給付金受取人に生存給付金をお支払いし、被保険者が死亡したときに死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いします。
- 生存給付金支払回数は、ご契約時に5回、10回のいずれかからお選びいただけます。^(注5)
なお、第1保険期間は生存給付金支払回数が5回の場合は4年、10回の場合は9年となります。
- ご契約時に、生存給付金を円でお受け取りいただく際の上限額を指定することができます。^(注6)
(注4) 第1回の生存給付金については契約日[◆]とします。
(注5) 市場金利情勢等によっては、お取扱いが変更となる場合があります。
(注6) この場合、円支払特約の「生存給付金円建上限額を指定する場合の特則」が適用されます。

次ページへ続く

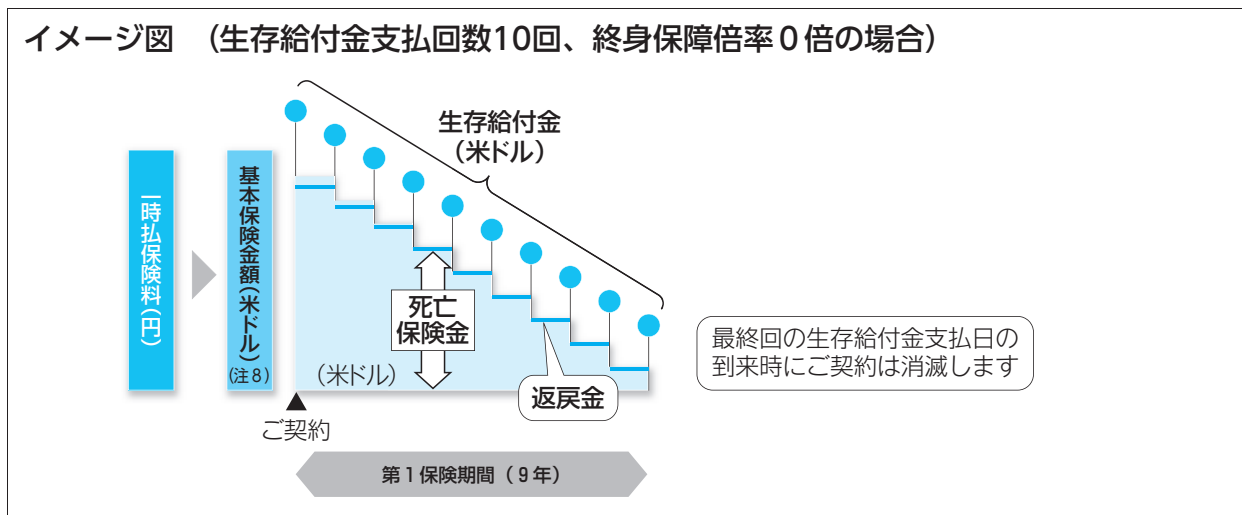
- 第2 保険期間中の死亡保障の有無は、ご契約時にお選びいただけます。
- 第2 保険期間開始時の死亡保険金額は、生存給付金基準額◆とご契約時にお選びいただく終身保障倍率◆（0 倍、2.5 倍、5 倍）に応じた金額となります。
- 終身保障倍率が2.5 倍、5 倍の場合、第2 保険期間中は終身保障倍率に応じた金額を死亡保険金としてお支払いします。
- 終身保障倍率が0 倍の場合、最終回の生存給付金支払日の到来時にご契約は消滅するため、第2 保険期間中の死亡保障はありません。^(注7)

(注7) 終身保障倍率を0 倍とした場合、主約款の「終身保障不担保特則」が適用されます。

イメージ図（生存給付金支払回数10回、終身保障倍率5倍の場合）



イメージ図（生存給付金支払回数10回、終身保障倍率0倍の場合）



(注8) 一時払保険料(円)を、当社が受領した日の当社所定の為替レートにより、米ドルに換算した金額です。

(※) 市場金利情勢等によっては、お取扱いが変更となる場合があります。

3. 保障内容

■ 保険金等のお支払事由

I 型

保険金	お支払いする場合	お支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	【第1 保険期間中】 基本保険金額◆	死亡保険金 受取人
		【第2 保険期間中】 被保険者が死亡した日 における積立金額◆	

• 両眼失明などの高度障害状態になられた場合にお支払いする保険金はありません。

■ 保険金等のお支払事由

II 型

保険金・ 給付金	お支払いする場合	お支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	【第1 保険期間中】 次のいずれか大きい金額 ・被保険者が死亡した日 の直前の生存給付金支 払日 ^(注1) における積立 金額 ^(注2) ・基本保険金額から、「生 存給付金基準額◆×生存 給付金の支払事由が発 生した回数 ^(注3) 」を差し 引いた金額	死亡保険金 受取人
		【第2 保険期間中】 被保険者が死亡した日 における積立金額	
生存給付金	【第1 回の生存給付金】 被保険者が契約日◆に生存 しているとき ^(注4)	生存給付金基準額に当社 所定の利息 ^(注5) を付した 金額	生存給付金 受取人 ^(注6)
	【第2 回以降の生存給付金】 被保険者が生存給付金支払 日に生存しているとき ^(注4)	生存給付金基準額	

(注1) 被保険者が、生存給付金支払日の当日に死亡した場合は、その日とします。

(注2) 契約日から第1 回の生存給付金支払日の前日までの期間に死亡した場合は、契約日の積立金額とします。

(注3) 基本保険金額が減額された場合は、生存給付金基準額も同じ割合で減額した金額で計算します。

(注4) 契約日または生存給付金支払日の当日に被保険者が死亡した場合も含みます。

(注5) 契約日から第1 回の生存給付金支払日の前日までの期間に対する利息とします。

(注6) 生存給付金受取人は1 人のみ指定いただけます。

次ページへ続く

◆マークの用語については、24ページ、25ページの「用語ガイド」をご覧ください。

- 両眼失明などの高度障害状態になられた場合にお支払いする保険金はありません。
- 終身保障倍率◆が0倍の場合、最終回の生存給付金支払日の到来時にこの保険は消滅するため、第2保険期間中の死亡保障はありません。
- 生存給付金をお支払いした後に、被保険者が生存給付金支払日前に死亡していたことが判明した場合は、死亡保険金からすでにお支払いした生存給付金の金額を差し引きます。
- 生存給付金は、以下の生存給付金支払日にお支払いします。

生存給付金	生存給付金支払日
第1回	契約日◆の翌営業日から起算して10営業日を経過する日
第2回から 最終回の直前の回まで	第1保険期間中の年単位の契約応当日◆ ^(注7)
最終回	第1保険期間満了日の翌日

- 第1回の生存給付金のお支払時にご指定いただいた口座に、第2回以降の生存給付金も振り込みます。
- 生存給付金のお受取口座やお受取通貨（米ドルまたは円）^(注8)を変更される場合は当社（担当者、支社またはコミュニケーションセンター）にご連絡ください。

（注7）契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。

（注8）円支払特約の「生存給付金円建上限額を指定する場合の特則」が適用されている場合は、米ドルでのお受取りはできません。

■保険金等をお支払いできない場合

I 型

II 型

- 19ページの「4. 保険金等をお支払いできない場合」をご覧ください。

円入金特約

- 一時払保険料相当額◆を円でお払い込みいただくための特約で、ご契約のお申込時に必ず付加いただきます。^(注9) なお、追加の保険料は必要ありません。
- 円で払い込まれた一時払保険料相当額を米ドルに換算した金額を、基本保険金額◆とします。基本保険金額は、当社よりお送りする保険証券でご確認ください。
- 米ドルへの換算にあたっては、当社所定の為替レート^(注10)を適用します。

米ドルへの換算における当社所定の為替レート

為替レート適用日	適用為替レート
当社が円により払い込まれた一時払保険料相当額を受領した日 (受領日) ^{(注11) (注12)}	T T M◆+25銭

(注9) この特約の解約はできません。

(注10) 当社所定の為替レートは、為替レート適用日における当社指定の金融機関が公示する T T S◆を上回ることはありません。1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値を参照します。

(注11) 受領日は、当社が指定する金融機関口座に着金した日となります。このため、一時払保険料相当額のお払込日と受領日が異なる等の事情により当社所定の為替レートが変動し、基本保険金額が一時払保険料相当額のお払込日に試算した金額と相違することがあります。

(注12) その日が当社または当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。

円支払特約

- ご請求の際にお申し出いただくことによって、保険金等^(注13)を円でお受け取りいただくための特約で、ご契約のお申込時に必ず付加いただきます^(注14)。なお、追加の保険料は必要ありません。
- 円への換算にあたっては、当社所定の為替レート^(注15)を適用します。

円への換算における当社所定の為替レート

I 型

項目	為替レート適用日	適用為替レート ^(注16)
死亡保険金	請求書類が当社に到達した日 ^(注17)	T T M◆-25銭
解約時の返戻金等	請求書類が当社に到達した日 ^{(注17)(注18)}	

II 型

項目	為替レート適用日	適用為替レート ^(注16)	
死亡保険金	請求書類が当社に到達した日 ^(注17)	T T M-25銭	
生存給付金	生存給付金の支払事由発生日以前に請求書類が当社に到達した場合		生存給付金の支払事由発生日 ^(注17)
	生存給付金の支払事由発生日後に請求書類が当社に到達した場合		請求書類が当社に到達した日 ^(注17)
解約時の返戻金等	請求書類が当社に到達した日 ^{(注17)(注18)}		

(※) 円支払特約の「生存給付金円建上限額を指定する場合の特則」が適用される場合の為替レート適用日については、8ページの「生存給付金の円建上限額を指定する場合の取扱い（円支払特約「生存給付金円建上限額を指定する場合の特則」が適用される場合）」をご確認ください。

(注13) I 型（基本型）の場合は死亡保険金・解約時の返戻金等をいい、II 型（生存給付金あり型）の場合は死亡保険金・生存給付金・解約時の返戻金等をいいます。

(注14) この特約の解約はできません。

(注15) 当社所定の為替レートは、為替レート適用日における当社指定の金融機関が公示する T T B◆を下回ることはありません。1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値を参照します。

(注16) 当社所定の為替レートの算出式(T T M-25銭)は将来変更される可能性があります。

(注17) その日が当社または当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。

(注18) 当社ホームページやお電話にてお手続きが完了した場合は、そのお手続きが完了した日とします。

生存給付金の円建上限額を指定する場合の取扱い (円支払特約「生存給付金
円建上限額を指定する場合の特則」が適用される場合)

Ⅱ型

- ご契約時に、生存給付金を円でお受け取りいただく際の上限額 (以下、「円建上限額」といいます) を指定することができます。^(注19)
- 円建上限額を指定した場合、毎回の生存給付金のお支払いにあたっては以下のとおり取り扱います。

- 以下の金額を当社所定の為替レート^(注20) (9 ページ表 1 参照) で円に換算します。この円に換算した金額を「円換算額」といいます。

第 1 回の生存給付金	生存給付金基準額◆に当社所定の利息 ^(注21) を付した金額
第 2 回以降の生存給付金	生存給付金基準額に繰越準備金を加えた金額

- 円換算額が円建上限額以下となる場合、円換算額と同額を生存給付金としてお支払いします。
 - 円換算額が円建上限額を上回る場合、円建上限額と同額を生存給付金としてお支払いします。この場合、円換算額から円建上限額を差し引いた金額は当社所定の為替レート^(注20) (9 ページ表 1 参照) で米ドルに換算し、「繰越準備金」として当社所定の利率^(注22) による利息をつけて積み立てます。^(注23)
 - 最終回の生存給付金支払時に円換算額が円建上限額を上回る場合、その差額を円でご契約者にお支払いします。
- 被保険者の死亡や解約などによりご契約が消滅した場合、繰越準備金は死亡保険金や解約時の返戻金等とあわせてお支払いします。

(注19) ご契約時に指定いただいた円建上限額の変更や指定の取消しはできません。ただし、基本保険金額◆を減額した場合は、円建上限額もその割合に応じて減額されます。

(注20) 当社所定の為替レートは、為替レート適用日における当社指定の金融機関が公示する T T B◆を下回ることはありません。1 日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値を参照します。

(注21) 契約日◆から第 1 回の生存給付金支払日の前日までの期間に対する利息とします。

(注22) この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については当社ホームページ(裏表紙参照)でご確認ください。

(注23) 繰越準備金は途中で引き出すことはできません。

次ページへ続く

表1 当社所定の為替レート

項目		為替レート 適用日	適用為替レート (注24)
第1回の 生存給付金	生存給付金基準額◆に当社所定の利息(注25)を付した金額を円に換算する場合	契約日◆(注26)	T T M◆-25銭
	円換算額から円建上限額を差し引いた金額を米ドルに換算する場合		
第2回以降の 生存給付金	生存給付金基準額に繰越準備金を加えた金額を円に換算する場合	生存給付金 支払日(注26)	
	円換算額から円建上限額を差し引いた金額を米ドルに換算する場合		

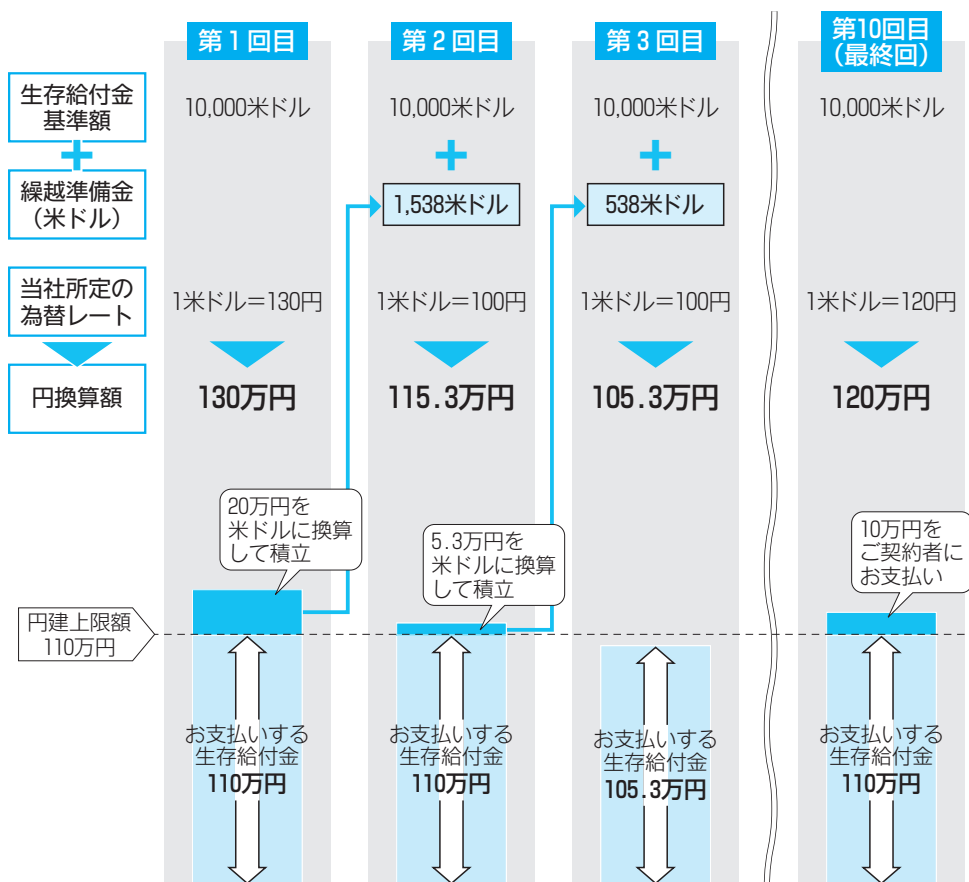
(注24) 当社所定の為替レートの算出式(T T M-25銭)は将来変更される可能性があります。

(注25) 契約日から第1回の生存給付金支払日の前日までの期間に対する利息とします。

(注26) その日が当社または当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その直前の営業日とします。

円建上限額を指定する場合の生存給付金のお支払例

(生存給付金基準額が10,000米ドルで円建上限額を110万円に指定した場合)



(※) 上記の例における計算では簡易的な端数処理をしており、また、税金や繰越準備金・第1回の生存給付金のお支払いにおける当社所定の利息等は考慮していないため、実際にお受け取りいただく金額とは相違する場合があります。

保険契約者代理特約（契約者手続サポート制度）

- ご契約者が、保険契約に関するお手続きをする意思表示ができない場合などに、あらかじめ指定された保険契約者代理人^(注27)が、ご契約者に代わって所定のお手続き(表2参照)を行なうことができます。

表2 所定のお手続き

- 住所変更、保険金額の減額、解約などの、ご契約者が行なうご契約に関するお手続きが対象となります。

ただし、次のお手続きは代理可能なお手続きの対象外です。

- 告知を要する手続き
- 後継年金受取人指定特約、年金移行特約等および年金支払特約の付加手続き
- ご契約者の変更手続き^(注28)
 - 保険契約者代理人の変更手続き
- 保険金等の受取人の変更手続き
 - 後継年金受取人の変更手続き
- ご契約者と被保険者が同一人である場合の、被保険者の同意を要する手続き

(注27) 保険契約者代理人の範囲等の詳細については、「ご契約のしおり 定款・約款」をご確認ください。

(注28) 被保険者と保険契約者代理人が同一人でない場合の、被保険者を新たなご契約者とする変更手続きは、代理可能な手続きです。

- ご契約者は、保険契約者代理人に対し、「ご契約の内容」および「ご契約者に代わってお手続きができること」を必ずお知らせください。

■ 予定利率

I 型

II 型

- 保険金額等を算出する際の基準となる利率であり、積立金◆に適用されます。積立金額は、契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額のため、一時払保険料や積立金が予定利率◆でそのまま複利運用されるものではありません。また、実質的な利回りとは異なります。

第1 保険期間	<ul style="list-style-type: none"> 米国債の金利等をふまえ、毎月2回（1日と16日）、当社が設定します。 契約日◆に設定された予定利率^(注29)を、第1 保険期間満了日まで適用します。
第2 保険期間	<ul style="list-style-type: none"> 予定利率計算基準日◆^(注30)に設定された予定利率を、その日から直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの期間、適用します^(注31)。 直後に到来する予定利率計算基準日がない場合は、「最後の予定利率計算基準日」に設定された予定利率を、その日以降の期間、適用します。 予定利率は、最低保証予定利率(0.25%)を下回りません。

(注29) 第1 保険期間の年数に応じて設定します。

(注30) 被保険者の年齢が101歳から105歳までの間の予定利率計算基準日を「最後の予定利率計算基準日」とし、その日より後は予定利率計算基準日はありません。

(注31) 第2 保険期間に適用される予定利率については、当社ホームページ(裏表紙参照)でご確認ください。

4. お申込みに際して

■ 為替リスク

I 型

II 型

- 14ページ、15ページの「為替リスク」をご覧ください。

■ 主なお取扱い

I 型

指定通貨	米ドル	
保険料の払込方法	一時払い (円でのお払込みのみ)	
一時払保険料	取扱単位	10万円
	最低 ^(注1)	100万円
	最高 ^(注1)	被保険者の年齢により当社所定の要件があります
保険期間	第1 保険期間	5年、7年、10年
	第2 保険期間	第1 保険期間満了日の翌日から終身
契約年齢範囲	第1 保険期間5年	ご契約者：満18歳～満90歳 被保険者：0歳～満90歳
	第1 保険期間7年	ご契約者：満18歳～満88歳 被保険者：0歳～満88歳
	第1 保険期間10年	ご契約者：満18歳～満85歳 被保険者：0歳～満85歳
告知	不要	
第1 保険期間の変更	お取扱いしておりません	
基本保険金額◆の増額・減額	増額：お取扱いしておりません 減額：最低基本保険金額：10,000米ドル (1,000米ドル単位) ※この場合、死亡保険金額は基本保 険金額の減額割合に応じて減額さ れます	
契約者貸付、死亡保険金のすえ置	お取扱いしておりません	

(注1) 同一被保険者がすでに当社の商品に加入済の場合は、ご加入いただけないことがあります。

- 市場金利情勢等によっては、お取扱いが変更となる場合があります。
- ご契約の具体的な内容については、契約成立後に当社よりお送りする「保険証券」でご確認ください。

指定通貨	米ドル	
保険料の払込方法	一時払い (円でのお払込みのみ)	
一時払保険料	取扱単位	10万円
	最低 ^(注2)	300万円
	最高 ^(注2)	被保険者の年齢によって以下のとおり 0歳～満15歳：1,000万円 満16歳～満17歳：5,000万円 満18歳～満90歳：5億円
生存給付金基準額◆の最低金額	5,000米ドル	
保険期間	第1保険期間 (生存給付金支払回数)	4年(5回)、9年(10回)
	第2保険期間	第1保険期間満了日の翌日から終身 ^(注3)
契約年齢範囲	第1保険期間4年	ご契約者：満18歳～満90歳 被保険者：0歳～満90歳
	第1保険期間9年	ご契約者：満18歳～満85歳 被保険者：0歳～満85歳
告知	不要	
円建上限額の範囲と単位	以下の算式で計算された金額(10万円未満切り捨て)以上、10万円単位で指定 $\frac{\text{一時払保険料}}{\text{生存給付金支払回数} + \text{終身保障倍率} \blacklozenge}$ ただし、円建上限額は50万円以上、1億円以下	
終身保障倍率	0倍、2.5倍、5倍	
主契約の増額・減額	増額：お取り扱いしておりません 減額：最低基本保険金額：30,000米ドル(1,000米ドル単位) ※この場合、死亡保険金額、生存給付金基準額および円建上限額は基本保険金額◆の減額割合に応じて減額され、それぞれについて別途満たすべき基準があります	
生存給付金支払回数(第1保険期間)、終身保障倍率、円建上限額の変更	お取り扱いしておりません	

[次ページへ続く](#)

繰越準備金の全部・一部引き出し	お取り扱いしていません
契約者貸付、死亡保険金・生存給付金のすえ置	お取り扱いしていません

(注2) 同一被保険者がすでに当社の商品にご加入済の場合は、ご加入いただけないことがあります。

(注3) 終身保障倍率◆が0倍の場合は、最終回の生存給付金支払日の到来時にご契約が消滅するため、第2保険期間中の死亡保障はありません。

- 市場金利情勢等によっては、お取扱いが変更となる場合があります。
- ご契約の具体的な内容については、契約成立後に当社よりお送りする「保険証券」でご確認ください。

■年齢の計算

I 型

II 型

- 契約日◆における被保険者・ご契約者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。また、保険契約締結後の被保険者・ご契約者の年齢は、年単位の契約応当日◆ごとに1歳を加えて計算します。

5. 配当金

I 型

II 型

- 配当金は資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約者に公平に分配され、ご契約後5年ごとの資産の運用成果に応じて、ご契約後6年目から5年ごとの契約応当日に円でお支払いします（自動積立）。ただし、資産の運用実績によっては、配当金をお支払いできない場合もあります。
- 上記の配当金とは別に、特別配当をお支払いすることがあります。
- 配当金は当社所定の利率^(注1)で円で積み立てておき、ご契約者から請求があったとき、または、死亡保険金・生存給付金^(注2)・解約時の返戻金をお支払いするときなどにあわせて円でお支払いします。

(注1) この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については当社ホームページ（裏表紙参照）でご確認ください。

(注2) II型（生存給付金あり型）で終身保障倍率が0倍のときの最終回の生存給付金のことをいいます。

6. 解約・減額と返戻金

I 型

II 型

- 19ページ、20ページの「5. 解約・減額と返戻金」をご確認ください。

7. お客さまにご負担いただく諸費用

I 型

II 型

- 16ページ、17ページの「お客さまにご負担いただく諸費用」をご確認ください。

注意喚起 情報

- 「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項や不利益となる事項を記載しています。
- 特に、リスク・諸費用の説明や主な免責事由等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、あらかじめご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する詳細は、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

- 記載事項について、お客さまご自身でお読みいただくことが重要です。
- 主な免責事由など、お客さまにとって特に不利益となる情報が記載された部分は、必ずお客さまご自身でご一読ください。
- 特に、乗換の場合は、お客さまに不利益となることがあります。

！ 為替リスク

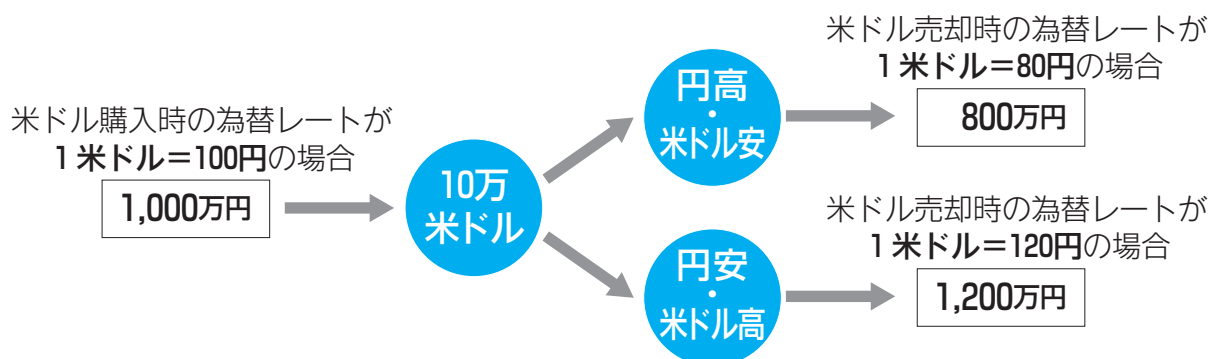
I 型

II 型

- この保険は米ドル建ての商品のため、為替リスクがあります。
- この保険における為替リスクとは、為替レートの変動によって、米ドルを円換算したときの価値が変動することにより、差損（差益）が生じることをいいます。
- 為替レートは日々変動しているため、保険金や解約時の返戻金等^(注1)をお支払いする際の当社所定の為替レートで円換算した保険金額や解約時の返戻金額等が、ご契約時の当社所定の為替レートで円換算した保険金額や解約時の返戻金額等を下回るおそれがあります。さらに、保険金や解約時の返戻金等^(注1)のお受取合計額がご契約時の一時払保険料（円）を下回り、損失が生じるおそれもあります。
- この保険における為替リスクは、ご契約者、死亡保険金受取人または生存給付金受取人が負います。

(注1) I 型（基本型）の場合は死亡保険金・解約時の返戻金等をいい、II 型（生存給付金あり型）の場合は死亡保険金・生存給付金・解約時の返戻金等をいいます。

■一般的な為替リスクの例（1,000万円で米ドルを購入する場合）



次ページへ続く

■この保険における為替リスクの例（I型（基本型）の場合）

- ・一時払保険料として1,000万円をお払込み
- ・ご契約時の当社所定の為替レート：1米ドル=100円
- ・死亡時の死亡保険金額が11万米ドルの場合

死亡保険金請求時の 当社所定の為替レート	1米ドル=80円 (加入時よりも円高)	1米ドル=120円 (加入時よりも円安)
死亡保険金の円換算額	11万米ドル =880万円	11万米ドル =1,320万円
一時払保険料（1,000万円）との 差額	-120万円	+320万円
ご契約時の当社所定の為替レート (1米ドル=100円) で計算した死 亡保険金額（11万米ドル=1,100 万円）との差額	-220万円	+220万円

(※) 税金等を考慮せず計算した金額であり、実際にお受け取りいただく金額とは相違する場合があります。

! お客さまにご負担いただく諸費用

保険契約にかかる費用

- 保険契約にかかる費用は、以下の「契約初期費用」、「保険契約関係費用」の合計額となります。(解約時に別途控除する費用はありません。)

項目	内容														
契約初期費用	<p>ご契約の締結にかかる費用であり、ご契約の型に応じて、以下の費用をご契約時に控除します。</p> <p style="text-align: right;">I 型</p> <ul style="list-style-type: none"> • 第1 保険期間の年数に応じ、基本保険金額◆に対して以下の率を乗じた金額とします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1 保険期間</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 年</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>7 年</td> <td>2.8%</td> </tr> <tr> <td>10年</td> <td>4.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">II 型</p> <ul style="list-style-type: none"> • 第1 保険期間の年数（生存給付金支払回数）に応じ、基本保険金額に対して以下の率を上限とする率を乗じた金額とします。 • ご契約に適用される率は、ご契約時の予定利率により異なります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1 保険期間 (生存給付金支払回数)</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 年 (5 回)</td> <td>2.0% (上限)</td> </tr> <tr> <td>9 年 (10回)</td> <td>4.0% (上限)</td> </tr> </tbody> </table>	第1 保険期間	率	5 年	2.0%	7 年	2.8%	10年	4.0%	第1 保険期間 (生存給付金支払回数)	率	4 年 (5 回)	2.0% (上限)	9 年 (10回)	4.0% (上限)
	第1 保険期間	率													
	5 年	2.0%													
	7 年	2.8%													
10年	4.0%														
第1 保険期間 (生存給付金支払回数)	率														
4 年 (5 回)	2.0% (上限)														
9 年 (10回)	4.0% (上限)														
保険契約関係費用	<p>ご契約の維持・管理および死亡保険金にかかる費用であり、積立金から毎年控除します。被保険者の契約年齢・性別やご契約後の経過期間等により異なります。</p>														

- これらの費用は、一時払保険料以外に別途お払い込みいただくものではありません。
- 米ドル建ての死亡保険金額・生存給付金額、解約時の返戻金額等は、すでにこれらの費用が差し引かれた後の金額です。

■ 為替手数料

円入金特約・円支払特約を適用する場合は、当社所定の為替レートを適用します。この為替レートには、為替手数料があらかじめ含まれています。

当社所定の為替レート	適用為替レート
円入金特約における為替レート	T T M◆+25銭
円支払特約における為替レート	T T M-25銭 ^(注1)

(注1) 当社所定の為替レートの算出式(T T M-25銭)は将来変更される可能性があります。

- ・お払込時にかかる為替手数料は、あらかじめ円入金特約における為替レートに含まれているため、**一時払保険料以外に別途お払い込みいただくものではありません。**
- ・保険金等を円でお受け取りいただく際にかかる為替手数料は、あらかじめ円支払特約における為替レートに含まれています。お受け取りいただく金額は、この手数料が**差し引かれた後の金額**です。

■ 口座引出手数料等

- ・保険金等を米ドルでお受け取りいただく際、米ドルを受け取る口座をご用意いただく必要があります。そのために口座開設手数料がかかる場合があります。また、口座着金・引出にかかる手数料等が必要となる場合があります。
- ・手数料等の金額、口座開設のお取扱いは、金融機関によって異なります。詳細は、金融機関にお問い合わせください。

・この手数料は、お受取時に**別途発生**します。

1. 保険契約のお申込みの撤回または解除 (クーリング・オフ制度)

I 型

II 型

- 申込日または、本書面を受け取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内（土・日・祝日、年末年始の休日を含みます）であれば、書面または電磁的記録*によりお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」）をすることができます。この場合には、お払い込みいただいた金額を円でお返しいたします。
*電磁的記録によるお申し出の主たる窓口として、当社ホームページ（裏表紙参照）の専用申出フォーム（以下「専用申出フォーム」）からお申し出いただく方法を設定しております。
- お払い込みいただいた金額を円でお返しするまでには、お申込内容の確認等のために時間を要する場合があります。また、すでに保険証券を発送している場合があります。
- お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）または専用申出フォームによるお申し出時に効力を生じます。書面によるお申込みの撤回等の場合は、郵便により当社の支社または本社あて、上記期限内に発信してください。
- 書面には、お申込みの撤回等をする旨の意思を明記し、ご契約者の氏名・住所・電話番号（お申込内容と同一）・保険種類・申込日および一時払保険料などを記載してください。
- 書面は、個人情報保護の観点から、封書によるお申し出をおすすめします。

2. 告知

I 型

II 型

- ご契約に際して、医師による診査や健康状態などの告知は不要です。
- 当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後、ご契約のお申込内容などについて確認させていただく場合があります。

3. 保障の開始

I 型

II 型

- お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、一時払保険料相当額◆を受け取った時から、ご契約上の保障が開始されます。
- 生命保険募集人（代理店を含みます）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

4. 保険金等をお支払いできない場合

I 型

II 型

次のような場合には、保険金等のお支払いはできません。

- 4 ページの「3. 保障内容」に記載の「お支払いする場合」に該当しない場合
 - 免責事由に該当する場合
例) ・責任開始日から、3年以内における被保険者の自殺
・ご契約者または死亡保険金受取人の故意による死亡 など
 - 重大事由による解除の場合
例) ・保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)
・ご契約者、被保険者または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など
 - 詐欺による取消し、保険金の不法取得目的による無効の場合
- ▶ 冊子「保険金・給付金のご請求について」もあわせてご確認ください。

5. 解約・減額と返戻金

I 型

II 型

■ ご契約の解約

- この保険は、いつでもご契約を解約・減額して返戻金をお受け取りいただくことができます。なお、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

■ 基本保険金額◆の減額

- 当社所定の範囲内で、基本保険金額はいつでも減額することができます。
- この場合、その割合に応じて返戻金を受け取ることができますが、死亡保険金額、生存給付金基準額◆および円建上限額もその割合に応じて減額されます。
- 一度減額した基本保険金額をもとの金額に戻すことはできません。

■ 解約・減額時の返戻金

- 解約・減額時の返戻金額は、被保険者の契約年齢・性別、経過年月数等によって異なります。

I 型

- 解約された場合の返戻金額は、死亡保険金額を上限とします。
- ご契約から一定期間内に解約された場合、返戻金額が基本保険金額を下回ります。

II 型

- 解約された場合の返戻金額は、返戻金を計算する日の直前の生存給付金支払日における積立金額◆を上限とします。
- ご契約から一定期間内に解約された場合、生存給付金と返戻金のお受取合計額が基本保険金額を下回ります。

■その他留意事項

- 解約・減額時の返戻金を円でお受け取りいただく際の為替リスクについては、14ページ、15ページの「為替リスク」をご確認ください。
- 解約・減額時のお手続きについては、23ページに記載のコミュニケーションセンターへご連絡ください。^(注1)

(注1) 解約のお手続きについては当社ホームページ(裏表紙参照)中の「お客さま専用サイトMYほけんページ」から行なうこともできます(お手続きには諸条件があります)。

6. 現在ご契約の保険契約または特約の解約・減額を前提とした新たなご契約

I 型

II 型

- 現在ご契約の保険契約または特約を解約・減額されますと、多くの場合、返戻金はお払込保険料よりも少ない金額となります。
- 新たなご契約では現在のご契約と比べて保険料計算に用いる予定利率◆が引き下げられる場合があります。予定利率が引き下げられた場合、現在のご契約の保険種類によっては保険料が引き上げられる場合があります。
- 現在のご契約と新たなご契約とで給付範囲(保険金・給付金の支払事由)が異なることにより、現在のご契約の保障内容が新たなご契約では保障されないことがあります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。

7. ご契約者と相互会社との関係

I 型

II 型

- 当社は相互会社であり、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。
- 相互会社ではご契約者が「社員」^(注1)となります。社員には、社員の代表たる総代を選出する社員投票権や剰余金分配を受ける社員配当金請求権などがあります。

(注1) 剰余金の分配のない保険(無配当保険)のみにご加入のご契約者は除きます。

■生命保険料控除

- お払い込みいただいた一時払保険料（円）は、その年の一般の生命保険料控除の対象となります（一時払いのため、当該年のみの適用となります。ご契約2年目以降は対象となりません）。
- その年にお払い込みいただいた他の生命保険料と合算し、一定の金額が総所得金額から控除されます。

■保険金等をお受け取りいただいた場合にかかる税金

- この保険の税法上の取扱いは、円建ての生命保険契約と同じとなります。
- 円で保険金等をお受け取りいただいた場合は、円でのお受取額がそのまま課税対象となります。
- 米ドルで保険金等をお受け取りいただいた場合は、下表のとおり円に換算したうえで、課税対象額を算出します。

☞【参照】 税務上の取扱いについては、「ご契約のしおり 定款・約款」をご覧ください。

上記の税務の取扱い等については 2023 年 4 月現在の税制に基づくものであり、今後、税制の変更等に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いについては、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

I 型

項目	税の種類 ^(注1)		為替レート適用日・適用為替レート ^(注2)
死亡 保険金	ご契約者と被保険者が同一人の場合	相続税	死亡日の最終 T T B ◆
	受取人がご契約者自身の場合	所得税（一時所得） ・住民税	死亡日の最終 T T M ◆
	ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	贈与税	死亡日の最終 T T B
解約時の 返戻金等	—	所得税（一時所得） ・住民税	請求書類が当社に到達した日の最終 T T M

(※) ご契約者は保険料負担者としてします。

(注1) 所得税には復興特別所得税があわせて課税されます。

(注2) 「最終」とは、1日のうち公示値の変更があった場合、その日の最終の公示値のことです。

項目	税の種類 (注3)		為替レート適用日 ・適用為替レート (注4)
死亡 保険金	ご契約者と被保険者が同一人の 場合		相続税 死亡日の 最終TTB◆
	受取人がご契約者自身の場合		所得税(一時所得) ・住民税 死亡日の 最終TTM◆
	ご契約者、被保険者、受取人が それぞれ異なる場合		贈与税 死亡日の 最終TTB
生存 給付金 (注5)	受取人が ご契約者 自身の 場合	終身保障倍率◆が0 倍、かつ、生存給 付金支払回数が5 回の場合の最終回	所得税・住民税 (源泉分離課税) 支払事由発生日 の最終TTB
		上記以外	所得税(雑所得)・ 住民税 支払事由発生日 の最終TTM
	ご契約者と受取人が異なる場合		贈与税 支払事由発生日 の最終TTB
解約時の 返戻金等	終身保障 倍率0倍	契約日◆から 5年以内	所得税・住民税 (源泉分離課税) 書類到達日の 最終TTB
		契約日から5年超	所得税(一時所得) ・住民税 書類到達日の 最終TTM
	終身保障倍率2.5倍、5倍		所得税(一時所得) ・住民税 書類到達日の 最終TTM

(※) ご契約者は保険料負担者としてします。

(注3) 所得税には復興特別所得税があわせて課税されます。

(注4) 「最終」とは、1日のうち公示値の変更があった場合、その日の最終の公示値のことです。

(注5) 最終回の生存給付金お受取時に、生存給付金基準額◆に繰越準備金を加えた金額の円換算額が円建上限額を上回る場合、ご契約者にお支払いするその差額についても同じ取扱いとします。

9. 保険金額等が削減される場合

I 型

II 型

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。
- 当社は、生命保険契約者保護機構（以下、「保護機構」といいます）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

10. 保険金等のご請求

I 型

II 型

- 保険金等の支払事由が生じた場合や、支払可能性があると思われる場合などには、すみやかに当社（担当者、支社またはコミュニケーションセンター）にご連絡ください。
- ご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、お支払いに関してご不明な点がある場合などには当社にご連絡ください。
▶ 冊子「保険金・給付金のご請求について」もあわせてご確認ください。
- ご住所等を変更された場合には、当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、必ず当社にご連絡ください。

11. ご契約後のお手続きやご相談

I 型

II 型

- ご契約内容のご照会、各種お手続き（解約・減額等）のお申し出、ご契約に関する苦情・ご相談については、「コミュニケーションセンター」へご連絡ください。

コミュニケーションセンター  **0120-453-860**
「外貨建保険のお問い合わせ窓口」
月曜～金曜9:00～18:00 土曜9:00～17:00（いずれも祝日・年末年始を除く）

- ご契約の商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

生命保険相談所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階（生命保険協会内）
☎ 03-3286-2648 ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

- なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

●基本保険金額

死亡保険金や生存給付金をお支払いする場合に基準となる金額です。一時払保険料（円）を受領した日における当社所定の為替レートで米ドルに換算した金額とします。

●予定利率計算基準日

第2保険期間開始日および第2保険期間開始日から5年ごとの年単位の契約応当日をいい、当社が予定利率を設定する日です。（被保険者の年齢が101歳から105歳までの間の予定利率計算基準日を「最後の予定利率計算基準日」とし、その日より後は予定利率計算基準日はありません。）

●契約日

保険契約が始まる日をいい、保険期間の起算日や年齢の計算の基準日になります。お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、一時払保険料相当額を受け取った日から、ご契約上の保障が開始され、その日を契約日とします。

●生存給付金基準額

死亡保険金や生存給付金をお支払いする場合に基準となる金額をいいます。生存給付金基準額は、基本保険金額、予定利率、生存給付金支払回数および終身保障倍率などにに基づき計算されます。

●終身保障倍率

第2保険期間開始時における死亡保険金額を定めるために生存給付金基準額に乗じる倍率のことをいいます。ご契約時に、0倍、2.5倍、5倍のいずれかをご契約者にお選びいただきます。

●積立金（額）

当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金（保険料のなかから、将来の保険金などをお支払いするために必要な金額を積み立てる米ドル建てのお金）のことをいいます。契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額であり、期間の経過とともに増加します。

●契約応当日

契約日に対応する日のことで、年単位の契約応当日があります。

（例）契約日が2023年6月2日の保険契約の場合

■年単位の契約応当日：2024年以降毎年の6月2日

●一時払保険料相当額

保険契約のお申込みの際に契約成立前にお払い込みいただくお金のことで、保険契約が成立した場合には、一時払保険料に充当されます。

●TTM ティーティーエム（対顧客電信売買相場仲値）

銀行が当日の東京外国為替市場を基準にして決める基準値で、TT S（対顧客電信売相場）とTT B（対顧客電信買相場）の中間の値となります。

● **T T S** ティーティーエス (対顧客電信売相場)

お客さまが銀行等で円を外貨に交換する (外貨を購入する) ときに用いられるレートとなります。

● **T T B** ティーティービー (対顧客電信買相場)

お客さまが銀行等で外貨を円に交換する (外貨を売却する) ときに用いられるレートとなります。

● **予定利率**

保険金額等を算出する際の基準となる率の1つで、保険期間を通じて得られる資産運用の収益をあらかじめ見込み、当社が設定する運用利回りのことをいいます。

「MY Web約款」について

- 「MY Web約款」では、ご契約のしおりや、約款・特約条項の全文を閲覧いただけます。
- 「MY Web約款」の閲覧方法は次のとおりです。

① 当社ホームページ トップページ

- ・当社ホームページから「MY Web約款」ボタンを押下してください。
- ・別ウインドウが表示されます。



- ・閲覧に際しては、商品名と契約日が必要です。
- ・商品名は「期間がえらべる外貨建一時払終身保険」または「贈与がかんたん外貨建一時払終身保険」を選択してください。契約日は「保険証券」などでご確認ください。
- ・当社ホームページは明治安田生命で検索または以下のアドレスを入力してください。

明治安田生命 検索

明治安田生命ホームページ

<https://www.meijiyasuda.co.jp/>

② MY Web約款 トップページ

- ・ページ内の「契約日等から探す」または「商品名から探す」を押下してください。

【 契約日等 から探す 】 の場合

- ・契約日を選択のうえ、保険証券の契約日を入力して、検索ボタンを押下してください。
- ・入力した契約日に「MY Web約款」で約款等の全文を提供している商品が表示されます。
- ・該当の商品名を選択してください。

【 商品名 から探す 】 の場合

- ・「MY Web約款」で約款等の全文を提供している商品が表示されます。
- ・該当の商品名を選択してください。
- ・約款等の改正に応じて期間が分かれていますので、契約日が含まれる期間を選択してください。

③ 約款等 閲覧画面

- ・商品名および契約日が含まれる期間が表示されていることを確認してください。
- ・ご覧になる約款等を押下してください。

スマートフォン・タブレット等をご活用の場合は、こちらの二次元コードから、「MY Web約款」の検索画面にアクセスすることができます。

※二次元コードは公開された仕様に基づき作成されるものですが、各携帯電話会社、および対応機種により若干の独自仕様等を含みます。このため、対応端末のすべてで正確に読み取れることを完全には保証できません。あらかじめご了承ください。





ご契約の際には、「ご契約のしおり 定款・約款」および本書面をご確認ください。

「ご契約のしおり 定款・約款」はご契約についての大切な事項や必要な保険の知識などについてご説明しています。

「ご契約のしおり 定款・約款」は当社ホームページの「MY Web約款」から閲覧いただけます。詳しくは26ページをご覧ください。

〔「ご契約のしおり 定款・約款」記載事項の例〕

- ・ 保険契約のお申込みの撤回または解除（クーリング・オフ制度）
- ・ 保険の特徴としくみ
- ・ 告知／保障の開始
- ・ 保険金などをお支払できない場合
- ・ 解約と返戻金

お電話によるご相談窓口


コミュニケーションセンター「外貨建保険のお問い合わせ窓口」

ようこそ ハロー
 **0120-453-860** 月曜～金曜9:00～18:00 土曜9:00～17:00(いずれも祝日・年末年始を除く)

当社コミュニケーションセンターとお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

なお、当社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、当社ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご覧ください。

生命保険募集人は、お客さまと明治安田生命の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して明治安田生命が承諾したときに有効に成立します。なお、この商品にご契約の際は、必ず外貨建保険販売資格をもつ生命保険募集人にご相談ください。

 見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
TEL 03-3283-8111(代表)



担当者

明治安田生命ホームページ
<https://www.meijiyasuda.co.jp/>

明治安田生命



募 I 2300069 商品開発 91199